

たいほく法人

Vol.56

平成31年2月
(一社)大北法人会

(題字：遠藤好一さん)



陸郷の山桜・夢農場/ おうせんきょう 桜仙峡 池田町

立春を迎え、一足早く春を感じて頂こうと今回は桜の名所をご紹介します。池田町の東山に位置する陸郷地区では、ラベンダーで知られている『夢農場』から『桜仙峡』と命名された山腹に数千本とも一万本とも言われている自生した桜の花が咲き誇り見事な景色が広がります。ここは、鳥たちが桜の実をついばみ増やした『小鳥が咲かせた桜の里』とされているそうです。夢農場では菜の花やカモミール、ラベンダーと四季折々の花々が咲き誇り、夢の世界が広がります。どちらも池田町役場から車で15分程度ですので桜の季節には是非お見逃しのないように。

主 な 内 容	会長・税務署長あいさつ……………	2
	『税を考える週間』事業……………	3
	平成30年度「税についての作文」…	4
	税務署だより……………	6
	平成31年度税制改正に関する提言…	8
	司法書士あれこれ……………	9
	社会保険労務士より……………	10
	会員企業訪問……………	12
	事業報告……………	13
	法人会からのお知らせ……………	15
	確定申告……………	16



年頭のごあいさつ

一般社団法人
大北法人会
会長 吉田 良造

平成31年の年頭にあたり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

会員各位におかれましては、輝かしい新春をお迎えのことと心よりお慶び申し上げます。

法人会の事業推進にあたり、会員各位、大町税務署及び受託保険会社を始め多くの皆様にご協力を頂いております事に厚くお礼申し上げます。

昨年は、猛暑、豪雨、台風、更には地震と自然災害が非常に多い年でした。経済でも、アメリカのトランプ大統領の発言により、中国を始め多くの国と貿易摩擦が起き始めております。日本経済に大きな影響がなければ良いと思います。

さて今年は、平成最後の年になります。長野県では初開催になる第36回全国都市緑化信州フェア「信州花フェスタ2019 ～北アルプスの贈りもの～」が4月25日から6月16日まで開催されます。大町・松川地区の国営アルプスあづみの公園もサブ会場となっておりますので、開催期間中多くのお客様に大北地域や安曇野の景色を満喫して頂き、地域の活性化に繋がればと思います。

また、地域の悲願であります地域高規格道路「松本系魚川連絡道路」も白馬村や小谷村で工事が始まっているとも聞きます。全線で1日でも早く完成出来るよう盛り上げて頂けたらと思うところです。

法人会では、長年に渡り法人市町村民税の標準税率採用を各市町村(小谷村を除く)にお願いしてまいりました。お陰様で少しずつ目的に近づけるようになってきましたが、1年でも早い標準税率の採用に向けて今後も努力して行く所存です。

また、女性部には「税に関する絵はがきコンクール」の開催、青年部には「租税教室・税金クイズ大会」の開催等活発な活動をして頂いているところです。「法人会は、税のオピニオンリーダーとして企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体である」この理念に基づいて本年も頑張っ参りたいと思います。

結びに、会員皆様のご健勝とご多幸をご祈念申し上げ、年頭の挨拶とさせていただきます。



年頭のごあいさつ

大町税務署
署長 中村 俊樹

平成31年の年頭にあたり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

一般社団法人大北法人会の皆様におかれましては、輝かしい新年を健やかに迎えのことと心からお慶び申し上げます。また、旧年中の税務行政への深いご理解と格別のご支援、ご協力に対しまして厚くお礼申し上げます。

貴法人会は、いよいよ始まります消費税軽減税率制度の説明会などの各種説明会・研修会や講演会等、地域に密着した活動を実施されるなど、「よき経営者を目指すものの団体」として納税道義の高揚に努められ健全な経営と社会の発展に多大なご貢献をされておられます。これもひとえに吉田会長をはじめ役員各位の卓越した指導力と会員の皆様の熱意の賜物と心から敬意を表する次第でございます。その中におきましても租税教室へ講師を派遣いただいていること、第四回目を迎えられました「税に関する絵はがきコンクール」において応募校数及び点数の大幅な増加が図られましたこと、また、やまびこまつりの際の「税金クイズ大会」へ多くの親子が参加されましたことなどに、次代を担う児童・生徒に対する税の啓発活動に重要性を見出され積極的に取り組まれておられる貴法人会の意気込みを感じ取ることができ感謝の念に堪えません。

さて、年も改まり、所得税等の確定申告の時期を迎えております。税務署では、引き続きICTを利用した自宅等からの申告を推進しておりますところ、e-Taxには、本年から新たにID・パスワード方式(マイナンバーカードとICカードリーダーが無くても申告書を送信することが可能です。)が加わり、「確定申告書等作成コーナー」のスマートフォン専用画面(給与所得者で年末調整済の方の一部の還付申告で利用が可能です。)も設けられました。これによりe-Taxが更に簡単で使いやすくなっておりますので、是非、ご利用いただきたいと存じます。併せまして、従業員の皆様にもお勧めいただきますようお願い申し上げます。

結びに、本年、益々、一般社団法人大北法人会がご発展されますこと、会員の皆様のご健勝でありますこと並びに事業がご繁栄されますことを祈念申し上げます新年のご挨拶とさせていただきます。本年もどうぞよろしくようお願い申し上げます。

『税を考える週間』事業

○納税・作文表彰式



11月15日、JA大北会館アプロードに於いて、平成30年度大町税務署長納税表彰式が執り行われました。納税道義の高揚に貢献したとして、当会より副会長の中山久幸氏、宮尾英明氏、理事の坂中正男氏の3名が署長表彰を受賞しました。また、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行65周年に合わせ、同法律の実施協力に貢献したとして、長野県酒造組合北安曇支部長の伊藤敬一郎氏、北安曇小売酒販組合より副理事長の薄井一央氏、理事の横川仁氏、元理事の丸山房洋氏、監事の西窪一雄氏の5名と、租税教育推進校として大町市立大町西小学校に感謝状が贈られました。

席上作文の表彰も執り行われ、中学生の税についての作文では、長野県納税貯蓄組合連合会長賞として、松川村立松川中学校後藤百華さんの『税金の大切さについて考える』と税に関する高校生の作文では、大町税務署長賞として長野県大町岳陽高等学校米原聖高さんの『税と社会保障のバランス』が表彰され作文が朗読されました。

今年度の作文の応募数は、中学生166名、高校生143名で、大北租税教育推進協議会により入賞作品の選考が行われ、大北法人会長賞として白馬中学校3年塩島くるみさん『税の大切さ』と池田工業高等学校3年中村香月さん『これからの税金』が選ばれ表彰しました。

次ページに大北法人会長賞2名の作文を掲載します。

表彰式終了後、大町税務署長による記念講演会が『くらしを支える税』と題して開催され、当会の女性部が税務研修会として参加させて頂き聴講しました。



○税に関する絵はがきの展示

税を考える週間の期間中、市立大町総合病院と市立大町図書館の2箇所にて、税に関する作文と平成29年度税に関する絵はがきコンクールの応募作品を展示させて頂きました。



平成30年度 中学生の「税についての作文」

大北法人会長賞

『税の大切さ』

白馬中学校3年 塩島 くるみ

私たちの身の回りには、税金で支えられているものがたくさんあります。例えば、私たちの通っている学校や近所にある公園、警察署や通学路の道、そして教科書や机。これらはすべて、税金から作られています。私は中学生になるまで、こんなにも周りのものが見ず知らずの人が納めた税金によって支えられていることを知りませんでした。学校に教科書があつて当たり前、道路には車が走っていて当たり前でした。しかし、今では「当たり前」とまとめていい話ではないと私は思うようになりました。

「もし税金がなかったら」と皆さんは考えたことがありますか？まず、警察を例にして考えてみます。犯罪を未然に防いでくれる警察が存在することで、人々は安心して生活を送ることができます。ですが警察がいなければ犯罪率は上がり、治安を維持することができません。安心して生活を送ることが難しくなってしまいます。私たち一般市民はプロではないので、多くの時間をかけて治安を戻そうとしても本物の警察の力には到底及びません。ほかにも、道路を例に考えてみます。白線が薄れていたり、道路に穴があいていたりしても、誰も直してはくれません。とてもじゃありませんが、経験がない限り、直すことはとても難しいことのように思えます。そう考えると、税金は人々にとってなくてはならない存在なのです。

このように、税金は私たちが納めることによって公平なサービスを受けられるようになっているのです。そして、よくできているのが税金の納め方です。身近な税としては消費税が一番安定して国に払われています。なぜ、消費税は、安定して税金が払われるのか。消費税は、主に生活していくうえで必要とされる「衣食住」の「食」に関する税金です。私たちは時間がたつとおなかが減ります。「餓死」という言葉があるくらい、人は食べ物を一定時間に適切な量をとらなければ死んでしまいます。そこで、食べ物に税をかけることで安定した税金が国民から支払われる仕組みになっているのです。

このように自然と納税し、自然とサービスが受けられることは素晴らしいことです。この世の中の仕組みを当たり前だとは思わずに、理解しようとするのが納税者の責任でもあると、私は考えます。

平成30年度 「税に関する高校生の作文」

大北法人会長賞

『これからの税金』

池田工業高等学校3年 中村 香月

現在の消費税率は8パーセントだ。しかし今後、10パーセントに増税されるという。

この話を聞いたとき、はじめは「消費税の計算が楽になるね」くらいにしか思っていなかった。過去にも増税はあったが、その話を聞いて私はとても驚いた。消費税はほとんど変わらないものであり、それが当たり前だと思っていたからだ。

しかしなぜ、短期間で5パーセントから10パーセントになるのかという疑問が出た。税率の上がりようが早く思える。

私の考えでは、増税は少子高齢化によって引き起こされている事だと思う。人口が減り税金を払う人より、必要とする人が多くなっていく社会になりつつあるからだ。そのように考えると、これからの私たちの税負担はより大きなものになってゆくとと思う。

しかし、税金と言っても消費税だけでは無い。調べてみると国税や地方税からはじまり、初めて耳にするような税金もあり驚いた。学生のうちはあまり馴染みが無いが、大人になり、社会に出ていくと納めるべき税金が多くあるということがわかった。最も身近と思う消費税が増え、その他の税金も納めるということになれば、生活が困窮するかもしれない。もちろん私たちに返ってくるものがあるが、多くなっていく高齢者の年金や医療費などに充てられる事が多いと思う。

外国では日本とは比べられない程高い税金を課している国がある。北欧などがその例だろう。しかしその分社会保障が手厚く、医療費や大学までの学費をほとんど国が負担するなどの安心できる保障がある。高い税金だからこそできる事である。それならば日本も同じように、と思うが私は難しいと思う。現在の日本では税金の使い道の不透明な節があり、実現を目指すのであれば税金の使い道や、そもそもの必要性を見直していく必要がある。

私たちが税金をどう納め、国がどう使っていくのか。日本には多数の種類税金があり、そのほとんどを見直していく必要がある。その機会が一度あるべきだ。これからの税金を考えることは、日本を繋いでいくための重要な事だと思う。もうすぐ大人になる私たちが考えていかなければならない。

税務署だより

大町税務署

消費税
の

2019年10月1日

軽減税率制度

が実施されます！

事業者の皆様

準備はお済みですか？

- 帳簿・請求書・レシート等の記載を税率ごとに区分することが必要となります。
- レジや受発注システムの導入・改修が必要になることがあります。

軽減税率
対策補助金
があります

国税庁 軽減税率

検索

軽減税率制度については「国税庁」
のホームページをご覧ください

<https://www.nta.go.jp/>



軽減税率対策補助金

検索

軽減税率対策補助金については
「軽減税率対策補助金事務局」
のホームページをご覧ください

<http://kzt-hojo.jp/>



国税庁

飲食料品の取扱い(販売)がない事業者の方 についても、消費税の軽減税率制度実施後は 「区分経理」が必要となります



軽減税率制度は、全ての事業者の方に関係があります。飲食料品の取扱い(販売)がない事業者の方についても、仕入れや経費に軽減税率(8%)対象品目があれば、仕入れを税率ごとに区分する「区分経理」を行う必要があります。

また、消費税の仕入税額控除の適用を受けるためには、原則として「区分経理」をした帳簿の保存が必要となります。

帳簿の区分経理・記載事項について

2019年10月からは、現行の記載事項に加え、売上げ・仕入れ(経費)を税率ごとに区分して帳簿に記載しなければなりません。

	【請求書等保存方式】 (現行制度)	【区分記載請求書等保存方式】 (2019年10月～)
帳簿の 記載事項	<ul style="list-style-type: none"> 課税仕入れの相手方の氏名又は名称 取引年月日 取引の内容 取引の対価の額 	左記の記載事項に加え ・軽減税率の対象品目である旨

帳簿から消費税確定申告書を作成する際のイメージ(経費の例)

(これまで)

帳簿(経費)

XX年 月 日	内容	金額
XX XX	水道光熱費 (10%)	〇,〇〇〇
XX XX	会議費 (10%※、お茶代)	〇,〇〇〇
XX XX	接待交際費 (10%※、仕立料代)	〇,〇〇〇
	XX年合計	〇〇〇,〇〇〇

消費税申告書 付表

課税仕入れに係る支払対価の額	〇〇〇,〇〇〇
課税仕入れに係る消費税額	△△,△△△

消費税申告書

控除対象仕入税額	△△,△△△
----------	--------

(軽減税率制度実施(2019年10月)後)

帳簿(経費)

XX年 月 日	内容	金額
XX XX	水道光熱費 (10%)	〇,〇〇〇
XX XX	会議費 (10%※、お茶代)	□,□□□
	会議費 (10%※、交際代)	〇,〇〇〇
XX XX	接待交際費 (10%※、仕立料代)	□,□□□
	XX年合計	〇〇〇,〇〇〇

○軽減税率対象品目

8%対象 ●●●●●●●●
10%対象 ●●●●●●●●

消費税申告書 付表

	6.24%分	7.8%分	合計
課税仕入れに係る支払対価の額	●●●●●●●●	●●●●●●●●	〇〇〇,〇〇〇
課税仕入れに係る消費税額	▲▲,▲▲▲	▲▲,▲▲▲	〇〇,〇〇〇

消費税申告書

控除対象仕入税額	〇〇,〇〇〇
----------	--------

飲食料品(軽減税率8%)とそれ以外(標準税率10%)とを購入した場合には、「区分経理」を行う必要があります!

- (注) 1 帳簿、付表及び申告書は記載を簡略化しています。
2 経費に係る取引は、全て課税取引として記載しています。
3 軽減税率8% (消費税率6.24%、地方消費税率1.76%)、標準税率10% (消費税率7.8%、地方消費税率2.2%)。

- 軽減税率制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。
- 軽減税率制度に関するご相談は、消費税軽減税率電話相談センターで受け付けております。
【専用ダイヤル】0570-030-456 【受付時間】9:00~17:00(土日祝除く)

平成31年度

税制改正に関する提言

第35回法人会全国大会が10月11日鳥取県とりぎん文化会館において開催され、全国各地の企業経営者約1,600名が集結しました。

この大会では、中小企業の活性化に向けた税制措置や事業承継税制の改革等を中心に作成された『平成31年度税制改正に関する提言』の発表が行われ、その実現に向けて各会の活発な活動を求めました。その後青年部会による租税教育活動の事例発表が行われ、大会宣言の後閉会となりました。

平成31年度 税制改正スローガン

- ❖財政健全化は国家的課題。目標の早期達成に向けて全力を！
- ❖少子高齢化の急速な進行は不可避。社会構造変化に対応した社会保障制度の確立を！
- ❖中小企業向け税制措置を拡充し、真の経済再生を！
- ❖中小企業は雇用の担い手。事業承継税制の改革は地方活性化のためにも重要！

行動する法人会

当会では各市町村長及び議会議員へ提言書を提出しました。

<大町支部>

当会において長年陳情を行ってきました法人市民税の法人税割の標準税率採用について、牛越大町市長より、本年10月の消費税率10%への引き上げに合わせ、資本金1億円以下の法人について今までの制限税率12.1%から11.3%（標準税率は9.7%）へ引き下げる方針である事が報告されました。

なお、税制改正により本年10月1日以後に開始する事業年度から適用される税率は、標準税率6.0%制限税率8.4%のところ、大町市は7.6%を採用するとの事でした。

<池田支部>

池田町は、当会池田支部の地道な活動の結果、平成30年10月1日から法人町民税の法人税割が制限税率12.1%から10.9%（標準税率は9.7%）へ引き下げられました。

税制改正となる本年10月以降の法人町民税についても、制限税率が採用される事がないよう池田町長及び池田町議会議員へ対面の上要望書を提出いたしました。

<松川支部>

松川支部では、村長及び議会議員を訪問し法人村民税の標準税率採用を強く要望しました。

<白馬支部>

白馬支部では、平成28年度に提出した陳情が議会で採択されているため、村側に法人村民税の税率について説明をした後、標準税率の採用を強く要望しました。

<小谷支部>

小谷村は既に法人村民税については標準税率が採用されているため、税制改正の提言書の提出を村長及び議会議員へ行いました。



公平・公正な税制の実現に向けて更に法人会は活動を続けてまいります。

司法書士あれこれ😊

菅澤司法書士事務所 司法書士 菅澤英海

〒398-0002 大町市大町2959番地2 旭町河内ビル1F TEL:0261-23-7855

相続に関するルールが変わります ~新しい制度もできました~

1、はじめに

以前にも、相続について書かせていただきました。人は死亡すると、それまで各個人が所有していた財産の所有(帰属)する主体となることはできません。その後の財産の主体となるのは、配偶者、子、親、兄弟若しくは遺言によって定められた者等が承継していくこととなります。これも、相続に関する法律の定めるところによりますが、相続に関するルールが変更されれば相続する人の範囲や相続する割合が変わったりと、私たちに身近なところで様々変わっていきます。

2、相続法の改正

昨年民法のうち「相続編」に関して「民事及び家事事件手続法の一部を改正する法律」が平成30年7月6日成立し、同月13日公布されました。改正された内容としては、①配偶者の居住権を保護するための方策、②遺産分割に関する見直し等、③遺言の制度に関する見直し、④遺留分制度に関する見直し、⑤相続の効力等(権利及び義務の承継等)に関する見直し、⑥相続人以外の者の貢献を考慮するための方策が盛り込まれました。

3、自筆証書遺言の方式の緩和*施行済です!

遺言制度の見直しに関する改正の中で、自筆証書遺言の方式を緩和する方策については、すでに本年1月13日施行されています。改正前であっても、自筆証書遺言はその全文を自署しなければならないものとされていました。すると、個々の財産を格別に相続させたい、または遺贈させたいといった場合、対象となる財産を全部列挙することとなり、高齢者であったり病気が進行した方が全文自署するのはかなりの負担となっていたと思われていました。そこで、改正法では相続財産の目録を自筆証書遺言に添付す

る場合にはその目録部分は自署する必要がないものとされました。目録自体はパソコンで作成してもよいですし、不動産であれば登記事項証明書(いわゆる謄本)を添付したり、銀行預金であれば通帳のコピーを添付することも可能となりました。ただ、その毎葉(自署によらない記載が両面にある場合にはその両面)ごとに署名押印をする必要があります。なお、自署が必要な本文と同一の用紙に自署によらない記載をすることはできません。この方式による遺言は、施行日以降に作成される遺言です。それ以前にそのように作成された遺言は有効となりませんのでご注意ください。

4、特別の寄与の制度の創設

その他の改正を少し紹介しますと、例えば被相続人の長男の妻が被相続人を長年介護していたところ、長男が先に亡くなってしまいその間に子がおらず、被相続人には他に子がいる場合、他の子(長男の兄弟姉妹)は相続するものの、現行法では寄与分は共同相続人の中だけで認められ、子の妻は相続人ではないので寄与分は認められません、長男が生きていれば少なくとも夫たる長男には相続分があったのですが、妻は間接的にも何も取得できないこととなります。改正法では、特別の寄与をした相続人の親族に「特別寄与料」としてこの場合であれば長男の妻が相続人に対して金銭請求ができることとしました、このあたりも大きな改正ですね。

5、改正法の施行日

配偶者居住権及び配偶者短期居住権の新設等の施行日が2020年4月1日とされているほか、多くは本年7月1日より施行されます。

いずれにしても、その適用等には注意が必要です、必ず専門家にお尋ねになることをお勧めします。

トピックス

年次有給休暇の 時季指定義務の実務対応



社会保険労務士 みずの **水野** まさや **誠也**

前回の会報にて働き方改革関連法の全体像をお伝えしましたが、今回はいよいよ4月からスタートする働き方改革関連法の中から、年次有給休暇の時季指定義務の実務上の留意点について掘り下げて解説します。

1 「年次有給休暇」は何のため？

雇入れから6か月間を経過した日に、一定の要件を満たすことで10労働日の年次有給休暇が付与されることは皆さんご存知の制度と思います。

そもそも論になりますが、年次有給休暇は、週休日とは別に、賃金の保障された一定の日数の休暇を付与することによって、労働者の心身のリフレッシュを図り、ゆとりある生活を実現することを目的とするものです。

日頃の疲労を回復させることで、休み明けはエネルギーに、あるいは高い集中力で仕事に取り組むことができるようになります。兎角労働者の既得権のような言われ方をされますが、この機会に有給休暇制度の意義を、労使双方で再認識頂きたいと思います。

2 法改正の内容

現在の年次有給休暇制度は、労働者は自ら申し出ることにより取得できる制度となっており、その取得率は約5割となっています。政府は、平成32年までに年次有給休暇の取得率を70%に引き上げる目標を掲げ、そのための施策として今回の法改正が行われることとなりました。

本年4月1日からは、年10日以上年次有給休暇が付与される労働者に対して、年次有給休暇の日数のうち年5日については、使用者が時季を指定して取得させることが義務化されます。ただし、労働者が自ら申し出て取得した日数や労使協定で取得時季を定めて与えた日数については、時季指定して取得させるべき5日から差し引くことができます。今まで年次有給休暇を取得しなかった社員や正しく与えていない企業などは、義務を果たすための対策が求められることとなります。

3 実務対応上の留意点

1. 必要な手続きは確実にいきましょう

時季指定を行うにあたっては、労働者に対して取得時季の意見を聴取し、使用者はこの意見を「尊重」して取得時季を指定することが必要とされています。意見を聴取せずに一方的に時季指定を行うことは違法とされますので注意が必要です。

意見聴取の方法については、アンケートや意見書などの様式を用意して書面で聴取することを強くお勧めします。口頭での意見聴取も否定はしませんが、手続きを確実にやっている証を残すためにも、書

面での意見聴取が望ましいと考えます。

2. すべての労働者が対象

時季指定義務の対象となる方は、年10日以上年次有給休暇が付与されるすべての労働者とされています。この中には、管理監督者が含まれ、一定のパートタイム労働者も含まれますので注意が必要です。

3. 時季指定を行う単位は？

今回の法改正による時季指定を行うにあたり、労働者の意見を聞いた際に半日単位の年次有給休暇の取得の希望があった場合においては、半日を単位とした時季指定も認められています。この場合は半日の有給休暇2回で1日の時季指定を行ったとみなされます。

年次有給休暇には時間単位で取得する方法もありますが、年5日の時季指定を行うにあたっては、時間単位での時季指定は認められていませんのでご注意ください。

4. 時季指定を行う日は？

時季指定を行うタイミングについては特に定めがありません。有給休暇を付与した日に5日の指定を行う方法のほか、付与日から半年間の年次有給休暇の取得状況を確認しながら、残りの半年の間に不足する日数の時季指定を行うなどの方法が考えられます。

5. 時季指定した日の変更は可能か？

一度時季指定を行った日の変更については、再度意見聴取を行った後に、その意見を尊重して時季の変更を行うことは可能とされています。労働者側からの変更の申し出があった場合は、意見聴取の手続きを行った後に、その意見を尊重して改めて時季指定を行うことで変更することは可能です。

6. 時季指定した後に、自らの申し出で5日間の有給休暇を取得した場合は？

自らの申し出により5日の有給休暇を取得した場合、5日の時季指定義務は果たしたことになります。しかし、当初時季指定した5日については、特段の定めがない限り無効とはなりませんので、指定を行った日に有給休暇を付与する必要があります。

7. 就業規則の変更は必要なの？

労働基準法では、休暇に関する事項を就業規則の絶対的記載事項と位置付けています。今回の法改正の内容についても、時季指定の対象となる労働者の範囲及び時季指定の方法等については就業規則に記載する必要があります。意見聴取を行い時季指定する場合は、就業規則の変更が発生しますので忘れずに変更の手続きを行いましょう。

年次有給休暇を適切に取得させることは、労働者の心身のリフレッシュを図り、いきいきとした職場づくりにつながります。人材確保が一層厳しさを増す中で、働きやすい職場を作ることは、社員の定着に効果があるばかりでなく採用活動においても有利に働きます。

今回の法改正の対応も、短期的には労務コストの増加要因にはなりますが、採用・定着のための人的投資として捉えて前向きに取り組んでいただきたいと思います。

会員企業訪問

有限会社 **デンタルクラフト** (池田町)

今回は、池田町で歯科技工を行っている有限会社デンタルクラフトさんを訪問し、代表取締役の勝野則男さんにお話を伺いました。

勝野さんは、以前松本歯科大学の中にあつた専門学校で歯科技工の技術を学び、歯科技工士としての道を歩み始めました。1,988年28歳でデンタルクラフトK'Sを開設、2000年9月には法人を設立し有限会社デンタルクラフトと社名を変更されました。現在は、

27名の歯科技工士(歯科医師が作成した指示書を元に義歯や補綴物などの製作・加工を行う医療系技術専門職)を含む30名の従業員を雇用し、大北地域をはじめ県内外の歯科医(現在の登録件数は約150件)からのオーダーに応じています。

しかし、そのような中で一番苦勞されているのが人材確保だそうです。歯科技工士を養成する学校が年々減少していて現在長野県内には一校もないそうです。そこで勝野さんは人材確保のために先ず雇用関係の改善を図り、働きやすい職場環境づくりに力を注いだそうです。特に女性目線での業務の改善を採り入れたところ、作業時間の短縮にも繋がったそうです。また勝野さんは、効率よく安定した品質のよい製品を作るために、今まで手作業でしか出来なかった作業工程を機械化出来ないかと考えるようになり、試行錯誤を繰り返しながら平成25年にもものづくり支援金事業への申請が採択され、設備投資を行い機械の導入が現実となったそうです。

技術が進歩して行く中で、自社の製品の品質を上げブランド化を図り、ここで働きたいと思ってもらえるような会社にしていきたいと語ってくださいました。お忙しい所ありがとうございました。

勝野さんからCAD/CAM冠の保険適用について情報を頂きましたのでご紹介します。



CAD/CAM冠とは
 CAD/CAMと呼ばれる先端デジタル技術を用いて製作されるハイブリッドレジン®のクラウンです。
 小臼歯(上下顎4番・5番)と第一大臼歯(下顎6番)が保険で治療できます。

※ハイブリッドレジンとは特殊な色調を帯びて保険適用外の素材ですが、CAD/CAM冠に使用される場合は保険適用となります。

保険適用となる歯の位置 →

適用にはまわりにある歯の状態やかみ合わせなど条件がありますのでまずはご相談ください。

有限会社デンタルクラフト

〒399-8603 長野県北安曇郡池田町大字中鵜2685-1
 TEL.0261-62-9665 FAX.0261-62-6364

事業報告

◆女性部親睦旅行開催

10月4日、女性部は年に一度の親睦研修旅行として、明治座へ氷川きよし特別公演を鑑賞に行ってきました。参加した部員15名は、華やかな舞台と歌に酔いしれました。

◆県連青年部合同例会参加

10月26日青年部は、中野市で開催された青年部合同例会に部員6名で参加しまし



た。講演会は真言宗豊山派浄光寺副住職の林映寿氏により『楽しいだけで世界一!』と題して行われました。仏教離れる現代において、いかに必要とされる寺院になれるかを課題とし、数々の寺子屋活動を行う中で、2013年から導入されたスラックラインの普及等についてお話を伺いました。その後行われた懇親会では、各単位会の青年部員達とお酒を交わし合い親睦を深めました。

◆第32回法人会全国青年の集い参加



11月9日、全国青年の集いが岐阜市で開催され、曾根原部長が参加しました。前日には、租税教育活動プレゼンテーションが開催され、今後の当会での租税教育活動の参考となる発表を傍聴する事ができました。大会当日開催された部会長サミットでは、「財政健全化のための健康経営の取組みについて」と題して円卓会議が行われ活発な意見が交わされました。大会記念講演会は、女優の紺野美沙子さんにより「今私たちにできること～未来のために～」と題して行われました。

◆大町支部講演会開催



11月19日、大町支部は大町市経営者協議会との共催により講演会を開催しました。

元幕内力士の大岩戸義之さんにより「我が相撲人生」と題してお話を伺いました。大学時代に全国学生相撲選手権で優勝し学生横綱を獲得、2004年に八角部屋に入門し翌年十両昇進と順調に進んで行く中で、燃え尽き症候群でやる気がなくなり怪我をする等挫折も味わったそうです。しかし、怪我をしたお陰で多くの人に支えられていた事に気付き、感謝の気持ちと人とのご縁を大切にしたいと感じたそうです。

今回の講演会も、経営者協議会の会長さんとたまたまお食事処で出逢ったご縁がきっかけで実現いたしました。大岩戸さんは、2017年に史上最高齢の36歳で幕下優勝を果たし2018年5月に引退され現在は会社員として忙しい毎日をご過ごしていらっしゃいます。

◆福利厚生制度推進連絡協議会開催

11月29日、今年度2回目の福利厚生制度推進連絡協議会を大町市の中心市街地多目的ホールに於いて開催しました。全法連による顕著な成績を挙げた単位会に対する表彰で、当会が平成29年度福利厚生制度推進表彰を受賞した事を報告しました。



◆大町支部



大町支部は、今年度の地域社会貢献事業として、大町公園内に染井吉野の桜を1本植栽し大町市へ寄贈しました。

同公園内には、124本の桜が植えられているという事ですが、老木が

多く少し寂しさを感じるお花見となっていました。今回植栽した染井吉野は、樹齢10年程で、高さ6メートルあり、この春には

花が咲くそうです。桜の名所として多くの人に訪れて頂き、桜の花を楽しんで欲しいと思います。



◆『綿の布』事業・・・女性部・青年部

平成15年から女性部が活動を始めた『綿の布』事業ですが、青年部が加わり地域社会への貢献事業として根付いてまいりました。青年部が回収を担当し、黒部観光ホテル様のご協力もあり約2,000枚の使用済みタオルを女性部が使い易い大きさに加工しました。これは介護の清拭等に使って頂く物で、今年度は池田町高瀬荘様、大町市カトレア様、白馬村白嶺様の3ヶ所の特別養護老人ホームへ寄贈しました。



大町市 カトレア様



池田町 高瀬荘様

白馬村 白嶺様

◆新設法人説明会開催



1月16日、中心市街地多目的ホールにおいて新設法人説明会を開催しました。昨年設立した法人企業より12名が参加し、大町税務署の担当者より税金等の手続き等について説明して頂きました。

◆租税教育活動・・・青年部

1月22日、青年部は八坂小学校を訪問し6年生を対象に租税教室を開催しました。曾根原部長が講師を



務め、碓井副部長と矢口副部長が補佐しました。45分間の授業では、税金の種類や消費税について学ん

だ後、アニメ「マリンとヤマトの不思議な日曜日」により税金がどんなところに使われているのか、また税金のない世界はどう違うのかを学びました。

児童達には、税金クイズに挑戦したり一億円の重さを体験する等積極的に参加していただきました。青年部にとっても良い経験となりました。



1億円の重さを体験

法人会からのお知らせ

●第7回通常総会開催予定のご案内

- ◆日時 平成31年5月30日(木) 14時30分開会
- ◆内容 通常総会・講演会・会員親睦交流会

●大北法人会インターネットセミナーのご案内

大北法人会のホームページから無料でセミナーがご覧いただけます。

<http://hojinkai.zenokuhojinkai.or.jp/taihoku>

- ◆インターネットセミナーだから何時でも・何処でも・好きなだけご利用いただけます。
- ◆映像と音声による本格的セミナーが受講できます。
- ◆会員になるとより多くのコンテンツが視聴できます。

会員のID・パスワードは事務局へお問合わせください。

●会員増強運動実施中

法人会では、新規会員及び青年部員・女性部員を募集しています。

一般社団法人へ移行後、新定款により法人の他、法人の事業所及び個人もご加入頂けるようになりました。是非お知り合いの方をご紹介しますようお願い致します。

●法人会テキストのご紹介

法人会では、下記のような冊子を作成し各種研修会で活用しています。無料で配布しておりますのでご希望の方は法人会事務局までお問い合わせください。

— 大北法人会事務局 TEL (0261) 22 - 3493 —

◆自主点検チェックシート

企業の税務コンプライアンス向上のためのチェックシートです。ガイドブックもありますので是非企業のガバナンス確保のためご活用ください。

自主点検チェックシート・ガイドブックには、基本事項の40項目(入門編)とさらなる内部統制の強化や税務リスク軽減のため83項目の2種類があります。

◆会社の決算・申告の実務

決算申告事務の流れ、決算調整、申告調整、特別な課税と税率、更正の請求、法人税申告書検討表他



国税庁ホームページで
確定申告

税務署からのお知らせ
申告と納税
所得税および復興特別所得税
贈与税

平成31年
3月15日(金)まで

消費税および地方消費税
(個人事業者)

平成31年
4月1日(月)まで

窓口での相談・申告書の受付は、
平成31年2月18日(月)からです。

詳しくは「確定申告」をクリック

事業税・住民税の申告期限
平成31年
3月15日(金)まで

マイナンバーの記載+本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です

パドミントン選手
奥原希望
(本橋ホールディングス所属)

スマホでも申告できます！

確定申告書の提出はお早めに！

振替納付日 所得税及び復興特別所得税：平成31年4月22日(月)
消費税及び地方消費税(個人事業者)：平成31年4月24日(水)

大町税務署の申告会場

[申告会場] 大町税務署

[開設期間] 平成31年 **2月18日(月)～3月15日(金)**

[受付時間] 午前 **8時30分**～午後 **4時**

- ※ 会場の混雑状況により、早めに締め切ることがあります。
- ※ 申告会場は大変混雑するため、長時間お待ちいただく場合があります。

～作成コーナーの操作方法などに関するお問合せは～

▶ e-Tax・作成コーナーヘルプデスク 0570-01-5901 (全国一律市内通話料金)

～申告書の作成などにあたってのご不明点に関するお問合せは～

▶ 大町税務署 0261-22-0410 (自動音声に従い、番号「0」を選択してください。)